

議案第35号

知事等の退職手当に関する条例の一部改正について

次のとおり知事等の退職手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長（以下「知事等」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後、当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、この条例の規定による退職手当は、知事等の任期ごとに支給することができる。

3 略

4 この条例の規定による退職手当は、知事等で欠格事由に該当して失職した者（成年被後見人又は被保佐人となったことにより失職した者を除く。）には支給しない。

(知事等の退職手当)

第3条 略

2 略

3 前項に規定する知事等としての引き続きいた在職期間には、知事等が退職した後に再び知事等となった場合の前の知事等としての

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長（以下「知事等」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 知事等の退職手当の支給は、当該知事等の任期ごとに行う。

3 略

4 第1項の規定による退職手当は、知事等で欠格事由に該当して失職した者（成年被後見人又は被保佐人となったことにより失職した者を除く。）には支給しない。

(知事等の退職手当)

第3条 略

2 略

在職期間（第2条第2項の規定によりその者に支給された退職手当の算定の基礎となった勤続期間を除く。）を含むものとする。

4 前2項の規定による在職期間の計算は、知事等となった日から退職した日までの月数による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

3 前項の規定による在職期間の計算は、知事等となった日から退職した日までの月数による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。